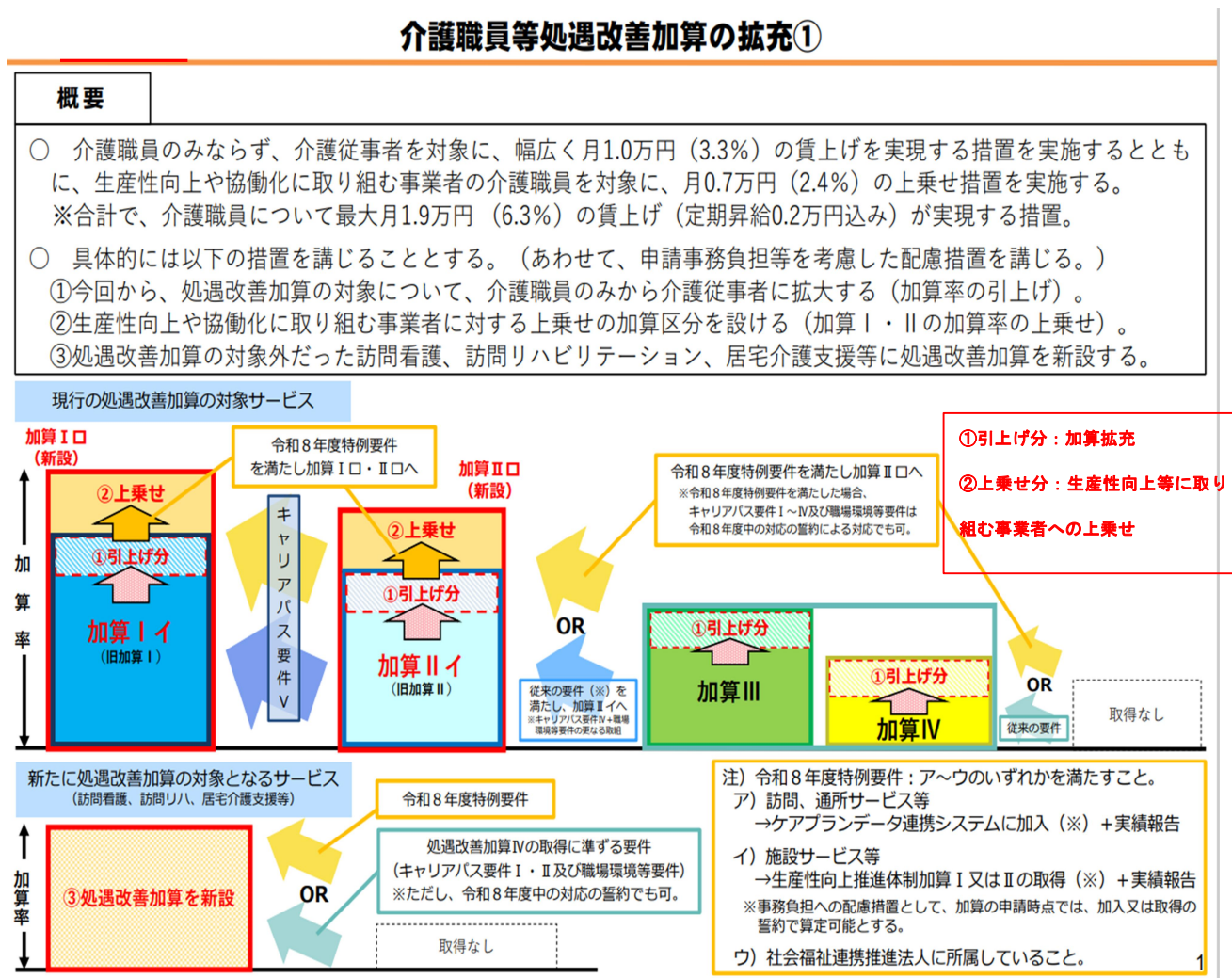


6 介護職員等処遇改善加算の拡充について

6-1 介護職員等処遇改善加算の拡充について

令和8年度介護報酬改定として、6月より介護職員等処遇改善加算が拡充された。「令和9年度介護報酬改定を待たず期中改定を実施する」とされており、大きな加算内容変更を伴ったため、厚生労働省ホームページ記載の資料を元に変更内容を整理した。

拡充のイメージ



介護職員等処遇改善加算の拡充③

取得要件					
	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分 ←月額賃金改善要件			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組				
	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は 令和8年度中の対応の誓約で可。 加算Ⅰ・Ⅱを取得した 事業者の介護職員分の 加算率を上乗せ				

注1）新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。
※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2）令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
ア）訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。
イ）施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ）社会福祉連携推進法人に所属していること。

【出典】

厚生労働省ホームページ「介護職員等処遇改善加算の拡充」

https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/download/5_R8_houshuu_kaitei.pdf

6-2 令和8年度特例要件について

処遇改善加算の取得要件は、前年度と同様、月額賃金改善要件、職場環境等要件及びキャリアパス要件Ⅰ～Ⅴを組み合わせることにより、加算Ⅰ～Ⅳを取得可能にするものだが、6月からの加算額拡充に伴い、生産性向上や協働化に取り組む事業所に対し、加算額引上げに加え、更に額を上乗せする処置が取られることとなった。この上乗せ額を算定するための要件が「令和8年度特例要件」である。
※以下、「6-2 令和8年度特例要件について」の説明は、予防サービス、総合事業によるサービスは省略して記載している。

(1) 令和8年6月より前から加算対象であったサービスの場合

(ア) ケアプランデータ連携システム（厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。以下同じ。）を利用していること。

対象サービス 訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問入浴介護、通所介護、**地域密着型通所介護**、通所リハビリテーション、**認知症対応型通所介護**、**小規模多機能型居宅介護**、**看護小規模多機能型居宅介護**、**短期入所生活介護**、**短期入所療養介護**

※太字のサービスは、土浦市で指定しているサービス

(イ) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。

対象サービス **小規模多機能型居宅介護**、**看護小規模多機能型居宅介護**、**短期入所生活介護**、**短期入所療養介護**、**特定施設入居者生活介護**、**地域密着型特定施設入居者生活介護**、**認知症対応型共同生活介護**、**介護老人福祉施設**、**地域密着型介護老人福祉施設**、**介護老人保健施設**、**介護医療院**

※太字のサービスは、土浦市で指定しているサービス

(ウ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。

- ・(ア) から (ウ) のいずれかの取組を行っている場合、別途加算Ⅰの要件を満たしていれば加算Ⅰロを、加算Ⅱの要件を満たしていれば加算Ⅱロを算定することが可能。
- ・(ア)、(イ) については、加算の申請時点においてはシステム未利用、生産性向上推進体制加算未算定である場合でも、令和8年度中にシステム利用開始、生産性向上推進体制加算算定を誓約することでも、加算Ⅰロ又は加算Ⅱロを算定することが可能。（誓約の場合は、実績報告時にシステムの利用実績又は

生産性向上推進体制加算算定を報告する。)

- ・小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護については、(ア)、(イ)のどちらでも令和8年度特例要件を満たすこととなることに注意。

(2) 新たに処遇改善加算の対象となるサービスの場合

対象サービス 居宅介護支援、訪問介護、訪問リハビリテーション

※太字のサービスは、土浦市で指定しているサービス

加算の算定に当たっては、賃金改善の実施に加え、以下の①又は②に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

①令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

(ア) ケアプランデータ連携システムを利用していること。

令和9年3月末までに、ケアプランデータ連携システムを利用することを誓約するのでも可。(実績報告時にシステムの利用実績を報告する。)

(イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

②処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件

(i) から (iii) までに掲げる要件を全て満たしていること。

(i) キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)

(ii) キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)

(iii) 職場環境等要件

- ・6月から新たに加算の対象となるサービスでも、ケアプランデータ連携システム利用が必須ではないことに注意のこと。

参照資料

- ・【厚生労働省HP】介護職員の処遇改善

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

- ・【厚生労働省HP】介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和8年度分)

<https://www.mhlw.go.jp/shogu->

[kaizen/download/6_tsuuchi_kihontekikangaekata_jimushoritejun.pdf](https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/download/6_tsuuchi_kihontekikangaekata_jimushoritejun.pdf)

- ・【厚生労働省HP】介護職員等処遇改善加算の拡充

https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/download/5_R8_houshuu_kaitai.pdf

※ 茨城県から「令和8年度介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業」について案内を受けておりますので、ご参照ください。

○（公財）介護労働安定センター茨城支部HP

・介護職員等処遇改善加算取得促進事業

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/ibaraki/info/2026/23.html>

○茨城県HP

・介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業について

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigvo/kaigo/jigyosha/h24santeitodokede/shoguukaizen-shutokusokushin.html>

※「茨城県介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業」は、茨城県が（公財）介護労働安定センター茨城支部に委託して実施している事業です。